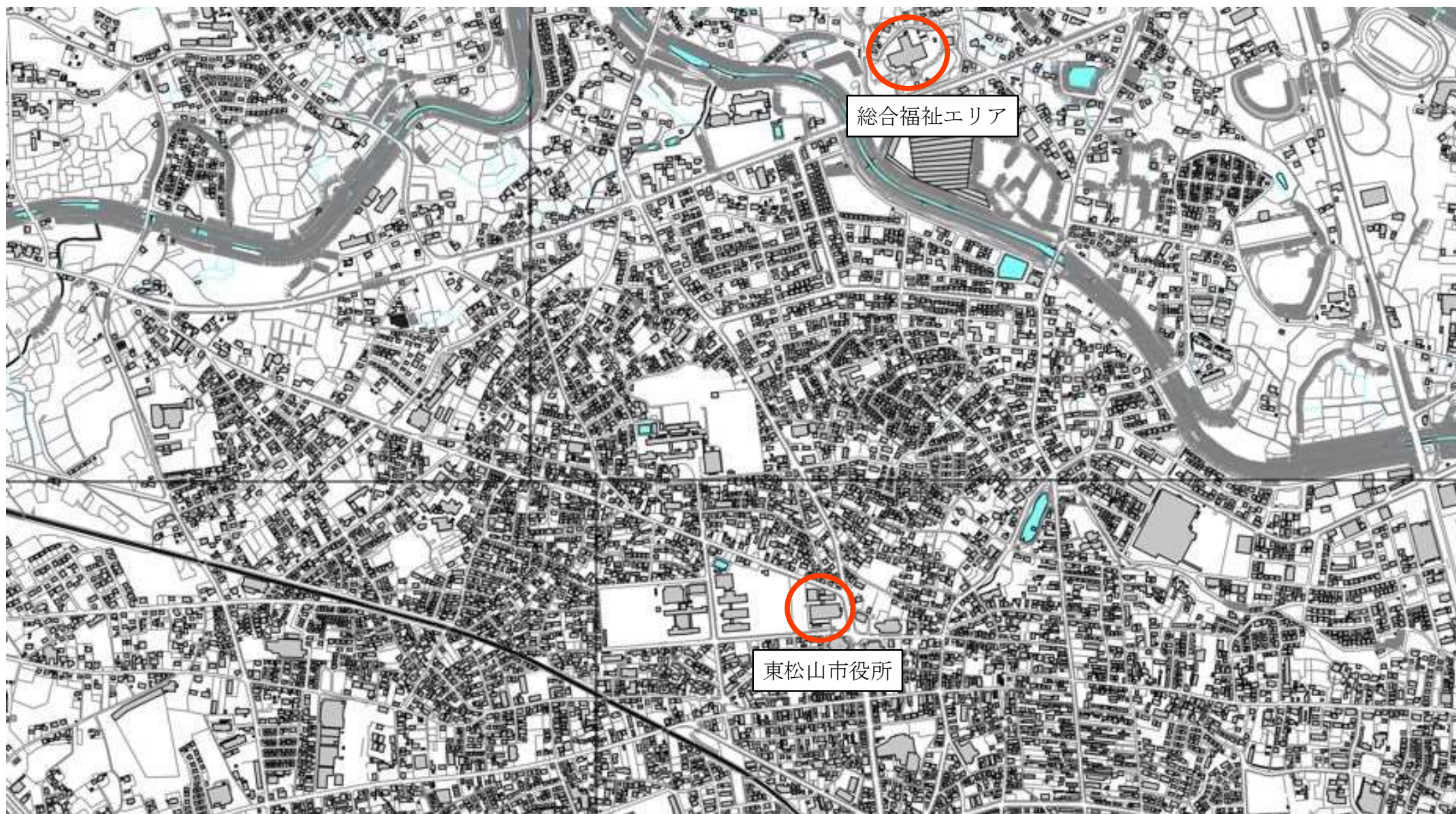


参考資料 1 : 位置図

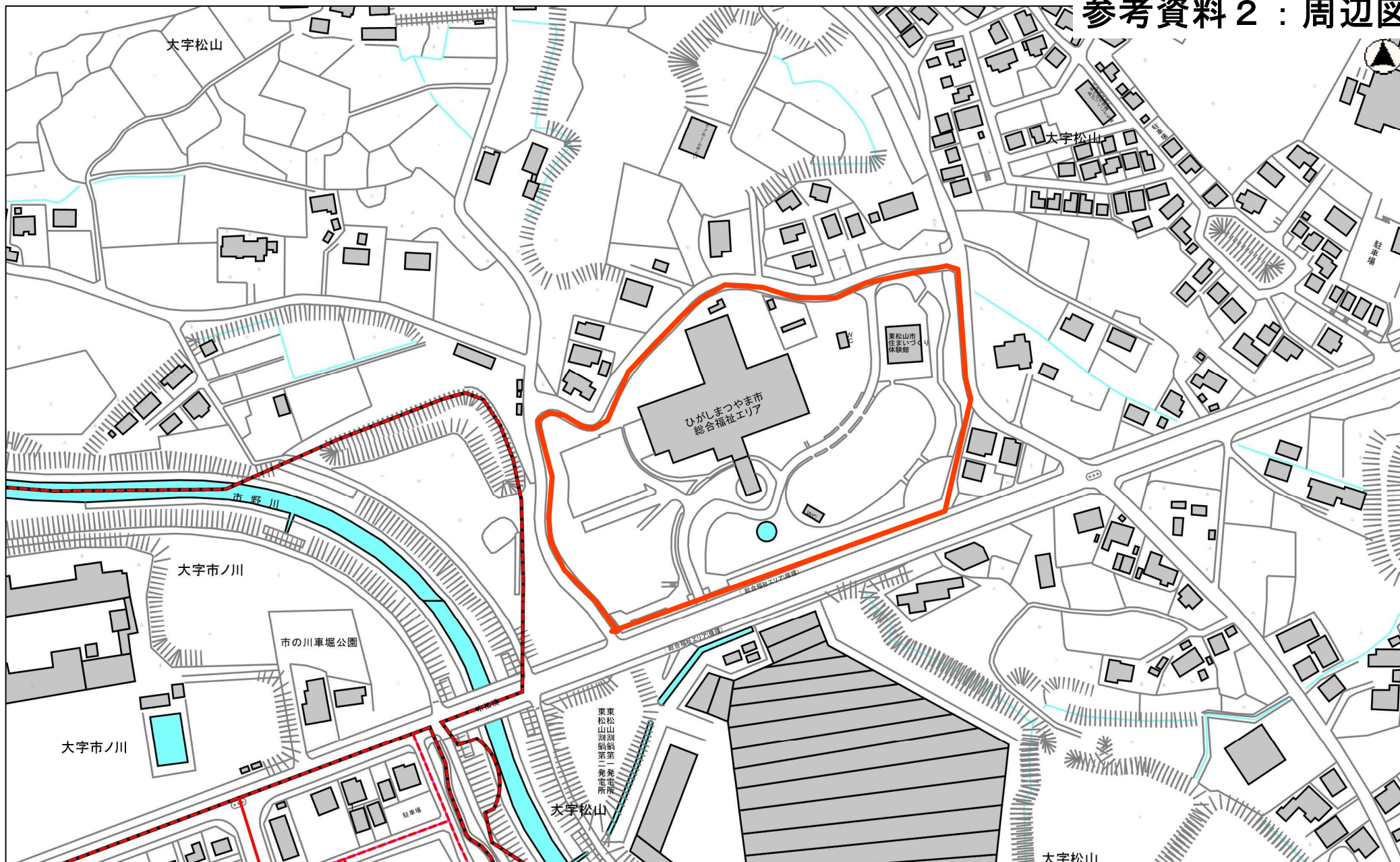


総合福祉エリア

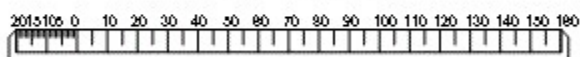
東松山市役所

東武東上線 ↓ 至東松山駅

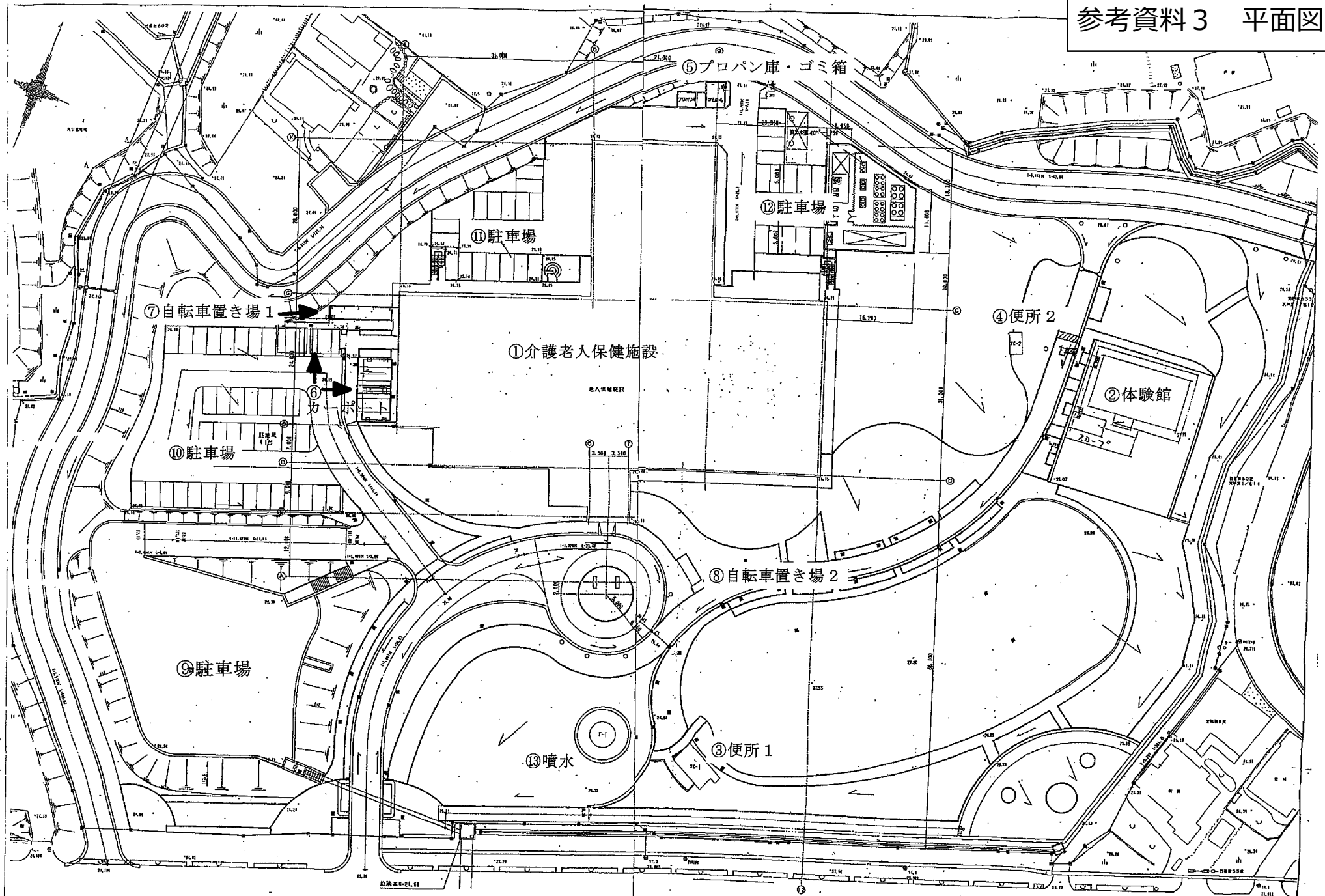
参考資料 2 : 周辺図

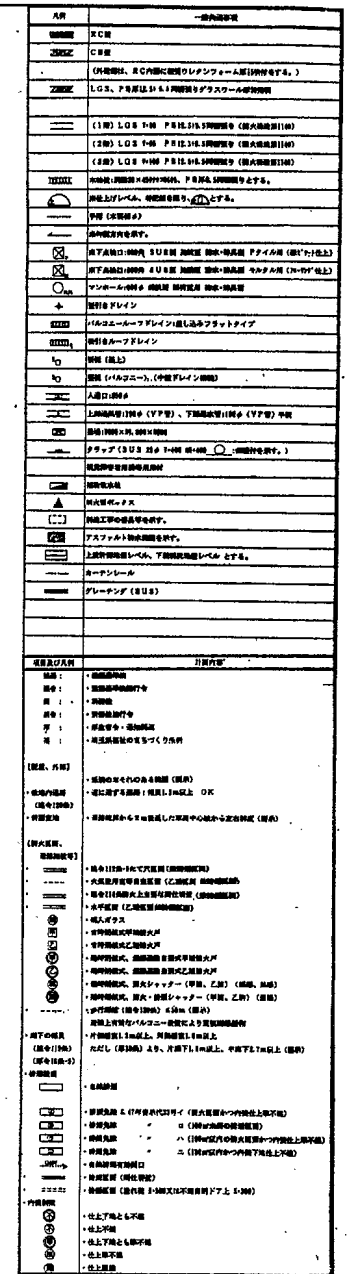


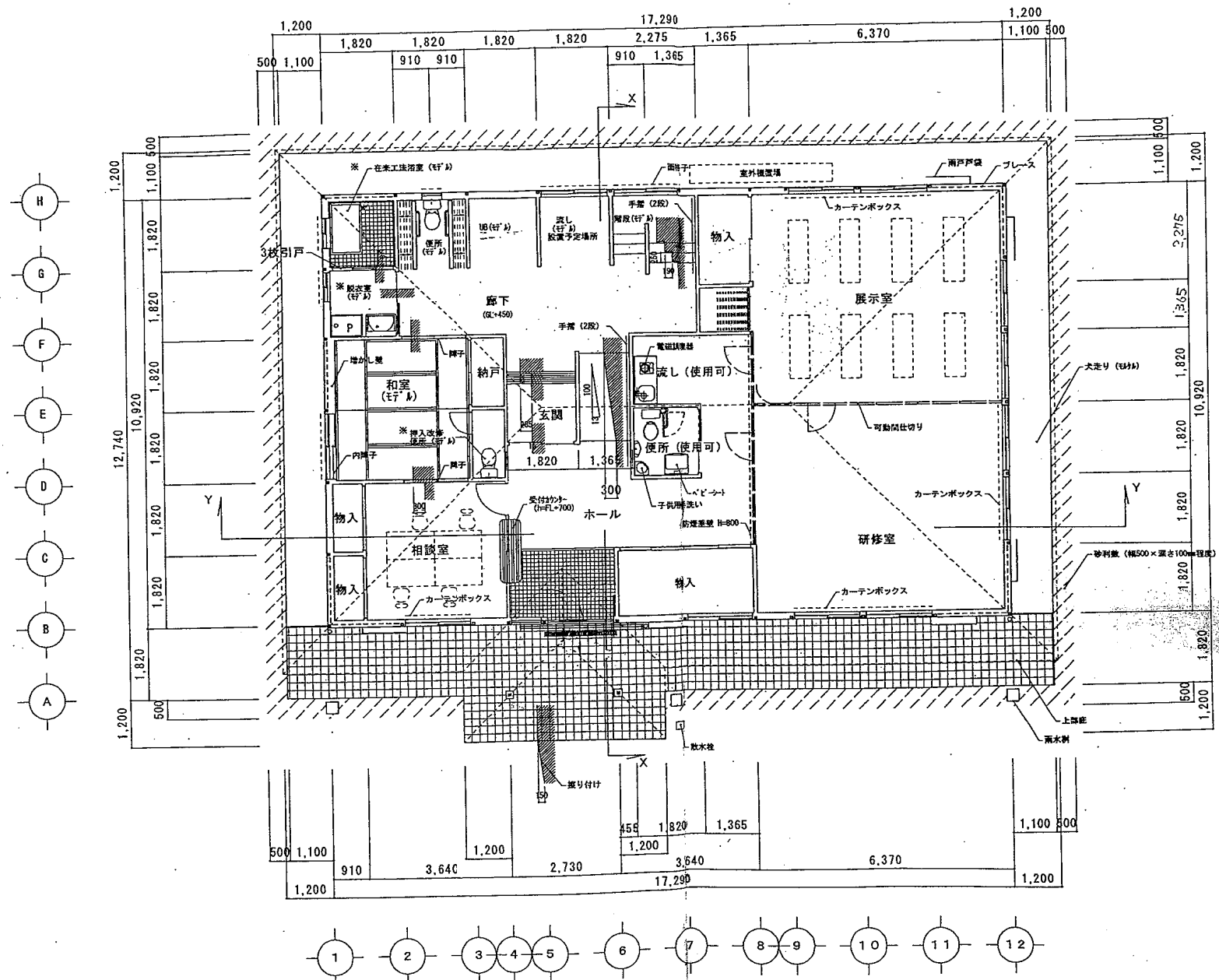
縮尺 1 : 2500



参考資料3 平面図







参考資料4：施設写真

4人部屋



個室



2人部屋



和室

中庭とテラス



診察室



談話室



サービスステーション



ダイニング



デイルーム



介助浴室



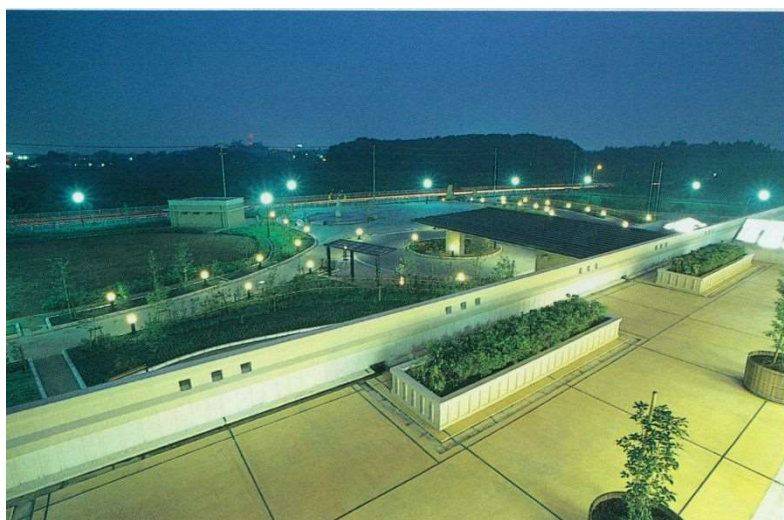
機能回復訓練室



一般浴室



デイルームの和室



○東松山市総合福祉エリア条例

平成 15 年 12 月 24 日

条例第 44 号

東松山市総合福祉エリア条例（平成 12 年東松山市条例第 4 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 ノーマライゼーションの理念に基づいたまちづくりを推進し、保健、医療、福祉が一体となった総合的なサービスを提供するための複合施設として、東松山市総合福祉エリア（以下「総合福祉エリア」という。）を東松山市大字松山 2183 番地に設置する。

（構成施設）

第 2 条 総合福祉エリアは、次の各号に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）
- (2) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 2 の 2 に規定する老人デイサービスセンター（以下「老人デイサービスセンター」という。）
- (3) 老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する便宜（以下「老人居宅介護等事業」という。）、介護保険法第 19 条に規定する要介護認定又は要支援認定の結果該当しないとされた者に対しその者の居宅において行われる便宜その他の便宜であって市長が必要と認めるもの（以下「介護便宜供与事業」という。）、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 18 条第 1 項に係る者につき便宜を供与する事業（以下「身体障害者便宜供与事業」という。）、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 4 に係る者につき便宜を供与する事業（以下「知的障害者便宜供与事業」という。）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 6 に係る者につき便宜を供与する事業（以下「児童福祉便宜供与事業」という。）に係る介護サービス（以下「居宅訪問介護」という。）を行う地域サービスセンター（以下「地域サービスセンター」という。）

(4) 介護保険法第115条の45に規定する地域支援事業(第13条第6号において「地域支援事業」という。)、同法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの運営及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第77条第1項に規定する地域生活支援事業を行う総合相談センター(以下「総合相談センター」という。)

(休館日)

第3条 市長は、総合福祉エリアの管理上必要があるときは、臨時に総合福祉エリアの休館日を定めることができる。

(利用時間)

第4条 通所リハビリテーション及び老人デイサービスセンターの利用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。

(介護老人保健施設の定員)

第5条 介護老人保健施設の入所定員は、84人とする。

2 介護老人保健施設で行う、介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション(以下「通所リハビリテーション」という。)の利用定員は、30人とする。

(介護老人保健施設の利用対象者)

第6条 介護老人保健施設の利用対象者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 入所対象者(介護保険法第8条第10項に規定する短期入所療養介護(以下「短期入所療養介護」という。)に係る者を除く。)は、同法第27条の規定により、要介護の認定を受けた者(以下「要介護者」という。)とする。

(2) 短期入所療養介護の利用対象者は、要介護者及び介護保険法第32条の規定により要支援の認定を受けた者(以下「要支援者」という。)とする。

(3) 通所リハビリテーションの利用対象者は、要介護者及び要支援者とする。

(4) 医療型短期入所(障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所で

あって、厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号）7に規定する基準に適合するものをいう。以下同じ。）の利用対象者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）に規定する医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費の支給の対象とされている者とする。

（老人デイサービスセンターの定員）

第7条 老人デイサービスセンターの利用定員は、30人とする。

（老人デイサービスセンターの利用対象者）

第8条 老人デイサービスセンターの利用対象者は、要介護者及び要支援者とする。

（地域サービスセンターの利用対象者）

第9条 地域サービスセンターの利用対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 居宅訪問介護を必要とする者
- (2) 市長が特に必要と認めた者

（総合相談センターの利用対象者）

第10条 総合相談センターの利用対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 日常生活上の介護や介助を必要とする者及びその家族並びに介護者等
- (2) 自立した日常生活を送るための相談、助言及び支援を必要とする者及びその家族並びに介護者等

（利用の制限）

第11条 市長は、利用対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、総合福祉エリアを利用させないことができる。

- (1) 偽り又は不正な手段により利用していることが判明したとき。
- (2) 他の利用者が総合福祉エリアを利用するうえで支障があると認められるとき。

(3) この条例又は条例に基づく規則に違反したとき。

(4) その他総合福祉エリアの管理上支障があると認められるとき。

(損害賠償)

第 1 2 条 その責めに帰すべき理由により施設、設備等を破損し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長の定める額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める理由があるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(利用料等)

第 1 3 条 利用者は、次の各号に掲げる利用料等を支払わなければならない。

(1) 介護老人保健施設の入所、短期入所療養介護の利用又は通所リハビリテーションの利用料

(2) 医療型短期入所の利用料

(3) 介護老人保健施設の特別な療養室の利用料及び介護老人保健施設の利用に係る文書料

(4) 老人デイサービスセンターの利用料

(5) 老人居宅介護等事業、介護便宜供与事業、身体障害者便宜供与事業、知的障害者便宜供与事業又は児童福祉便宜供与事業に係る居宅訪問介護を利用した者は、東松山市ホームヘルプサービス等手数料条例（平成 1 5 年東松山市条例第 6 号）に規定する額

(6) 地域支援事業の利用料

(指定管理者による管理)

第 1 4 条 市長は、総合福祉エリアの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に総合福祉エリアの管理を行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第 1 5 条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 市長は、次に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができるものと認められるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 市民の平等な総合福祉エリアの利用を確保することができること。
- (2) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に総合福祉エリアの運営を行うことができること。
- (3) 総合福祉エリアの設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
- (4) 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。
- (5) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

(指定管理者の業務)

第16条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第2条各号に掲げる施設の業務
- (2) 総合福祉エリアの休館日又は開館時間の変更に関する業務
- (3) 利用料等の納付期日を定める業務
- (4) 許可の条件に関する業務
- (5) 原状回復に関する業務
- (6) 総合福祉エリアの施設（設備及び物品を含む。以下同じ。）の維持管理に関する業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(管理の基準等)

第17条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に総合福祉エリアの運営を行うこと。
- (2) 総合福祉エリアの施設の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

(指定の取消し等)

第18条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理業務又はその経理に関する市長の指示に従わないとき。
- (2) 第15条第2項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
- (3) 前条各号に掲げる基準を遵守しないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるとき。

2 市長は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(指定管理者による施設の現状変更等)

第19条 指定管理者は、総合福祉エリアの施設の改修、増設その他市長が別に定める現状変更を行おうとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第20条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に第13条各号(第5号を除く。)に規定する利用料等(以下「利用料金」という。)及び当該サービスの利用に係る保険給付等(介護保険法又は障害者総合支援法の規定によりサービスの利用について当該サービスの利用者に支給される給付であって、当該利用者に代わり当該サービスを行ったものが受けることができることとされているものをいう。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の場合における利用料金は、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。

(業務状況の報告等)

第21条 市長は、総合福祉エリアの管理の適正を期するため、指定管理者に対して、指定管理業務に係る管理及び経理の状況に関し、報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、総合福祉エリアの管理に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の東松山市総合福祉エリア条例の規定は、この条例の施行の日以後に総合福祉エリアの施設を利用した者について適用し、同日前に総合福祉エリアの施設を利用した者については、なお従前の例による。

附 則 (平成16年12月24日条例第22号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年6月24日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の東松山市総合福祉エリア条例（以下「新条例」という。）第14条の規定による指定及びこれらに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても、第15条第1項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 新条例第14条に規定する市長が指定するもの（以下「指定管理者」とい

う。)に総合福祉エリアの管理を行わせるときは、改正前の東松山市総合福祉エリア条例の規定により市長がした利用の許可その他の処分(この条例の施行の日以後の利用に係るものに限る。)は、新条例の相当規定に基づいて指定管理者がした利用の許可その他の処分とみなす。

附 則(平成18年3月27日条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際この条例の施行の日前に精神障害者居宅介護等事業に係る居宅訪問介護を利用した者の手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成18年9月28日条例第46号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年3月26日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月24日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月25日条例第6号)

この条例は、平成21年5月1日から施行する。

附 則(平成24年3月23日条例第8号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月26日条例第10号)抄

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月25日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の東松山市総合福祉エリア条例の規定及び第2条の規定による改正後の東松山市ホームヘルプサービス等手数料条例の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成28年3月18日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成28年

4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月24日条例第5号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月30日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

○東松山市総合福祉エリア条例施行規則

平成 12 年 10 月 1 日

規則第 49 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東松山市総合福祉エリア条例（平成 15 年東松山市条例第 44 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(通称名)

第 2 条 東松山市総合福祉エリアの通称名をひがしまつやま市総合福祉エリアとする。

(総合福祉エリアのサービスの内容)

第 3 条 総合福祉エリアの実施するサービスは、次の各号に掲げるサービスの提供を行う事業とする。

- (1) 診察
- (2) 看護及び介護
- (3) リハビリテーション
- (4) 食事
- (5) 入浴
- (6) 教養娯楽及びレクリエーション
- (7) その他施設の目的にあった必要なサービス

(指定管理者制度による読替え)

第 4 条 条例第 14 条の規定により総合福祉エリアの管理を指定管理者に行わせる場合は、条例第 11 条及び第 12 条の規定中「市長」を「指定管理者」に読み替えるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第 5 条 条例第 15 条第 1 項の規定による申請は、市長が指定する期限までに様式第 1 号の指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 定款の写し及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (2) 市長が指定する事業年度の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- (3) 市長が指定する事業年度の事業計画書及び収支計算書又はこれらに準ずる書類
- (4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (5) 条例第 16 条に規定する指定管理業務の実施に関する計画を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(指定等)

第 6 条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定した法人又はその他の団体（以下「指定団体」という。）に対し、様式第 2 号の公の施設の指定管理者指定等通知書によりその旨を通知するとともに、次の各号に掲げる事項について、速やかに告示するものとする。

- (1) 指定をした日
- (2) 管理を行わせる公の施設の名称
- (3) 指定団体の名称及び事務所の所在地
- (4) 指定の期間

2 市長及び指定団体は、総合福祉エリアの管理に関する協定を締結しなければならない。

(指定の取消し等)

第 7 条 市長は、条例第 18 条第 1 項の規定により指定を取消し、又は期間を定めての管理業務の全部若しくは一部の停止（以下この条において「指定の取消し等」という。）を命じた場合は、様式第 3 号の公の施設の指定管理者指定取消し等通知書によりその旨を通知するとともに、次に掲げる事項について、速やかに告示するものとする。

- (1) 指定の取消し等を命じた日
- (2) 指定の取消し等を命じられた指定団体が管理を行っていた公の施設の

名称

(3) 指定の取消し等を命じられた指定団体の名称及び事務所の所在地

(4) 期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合は、その期間と当該業務の範囲

(利用料金の承認申請)

第8条 指定団体は、条例第20条第2項の規定により利用料金の額について市長の承認を受けようとするときは、様式第4号の利用料金承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請を承認するときは、市長は、様式第5号の利用料金承認通知書を指定団体に通知するものとする。

(事業報告書)

第9条 指定団体は、毎年度終了後、総合福祉エリアの管理業務に関し事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(利用料等)

第10条 施設利用者は、施設の利用に際し指定管理者が定める利用料等を納期限までに支払わなければならない。

2 施設利用者は、条例第13条第1号から第4号までに規定する利用料等を指定管理者に支払わなければならない。

(遵守事項)

第11条 施設利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気の取り扱いに注意すること。
- (2) 共同生活の秩序又は風俗を乱す行為をしないこと。
- (3) 施設、設備等の取り扱いに注意すること。
- (4) その他市長の指示に反する行為をしないこと。

(非常災害対策)

第12条 市長は、非常災害対策に関する具体的な計画を策定し、施設利用者及び来所者等の安全を守り、事故防止に万全を期するものとする。

(委任)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年 11 月 28 日規則第 76 号）

この規則は、平成 13 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 2 月 27 日規則第 3 号）

この規則は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 8 月 9 日規則第 50 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の改正規定並びに第 6 条を第 10 条とし、第 5 条の次に次の 4 条を加える改正規定中第 6 条を加える部分は公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 10 月 10 日規則第 111 号）

この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 27 日規則第 14 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 30 日規則第 91 号）

この規則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

(申請先)

東松山市長 宛て

所 在 地

申請者 団体名

代表者氏名

指定管理者の指定を受けたいので、東松山市総合福祉エリア条例第15条の規定により、
下記のとおり申請します。

記

- 1 指定管理者として指定を受けようとする公の施設の名称
- 2 添付書類
 - ① 事業計画書
 - ② その他規則に定める書類

様式第2号（第6条関係）

公の施設の指定管理者指定等通知書

年 月 日

様

東松山市長

印

下記施設について、指定管理者に指定されましたので通知します。

記

- 1 指定管理者として管理を行う公の施設の名称
- 2 指定の期間 年 月 日から 年 月 日
- 3 備考

様式第3号(第7条関係)

公の施設の指定管理者指定取消し等通知書

年 月 日

様

東松山市長 ㊟

指定管理者の指定の取消し等について、下記のとおり通知します。

記

指定の取消し等の決定事項

- (1) 内容
 - ・指定を取消します。
 - ・業務の停止を命じます。
- (2) 理由
- (3) 指定管理者として管理を行っていた公の施設の名称
- (4) 指定取消し日 年 月 日
- (5) 業務停止の期間と業務の範囲
年 月 日から 年 月 日

様式第4号(第8条関係)

利用料金承認申請書

年 月 日

東松山市長 宛て

東松山市総合福祉エリア指定管理者

利用料金の金額を次のとおり定めることについて、承認を受けたいので申請します。

施設等の名称	利用区分	金 額(円)	備 考

様式第5号(第8条関係)

利用料金承認通知書

年 月 日

東松山市総合福祉エリア指定管理者 様

東松山市長

年 月 日付け申請の利用料金の額については、以下のとおり承認しますので通知します。

施設等の名称	利用区分	金 額(円)	備 考

様式第 1 号（第 5 条関係）

様式第 2 号（第 6 条関係）

様式第 3 号（第 7 条関係）

様式第 4 号（第 8 条関係）

様式第 5 号（第 8 条関係）

令和6年度 総合福祉エリア利用状況

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
長期入所	申込者数	10	12	11	11	4	11	5	12	8	4	13	5	106
	延べ利用者数	1,493	1,374	1,256	1,556	1,730	1,669	1,617	1,446	1,620	1,597	1,395	1,622	18,375
	月末入所者数	46	42	45	55	55	55	51	51	53	51	53	52	609
	退所者数	14	10	12	7	5	15	15	7	12	10	5	9	121
	当月末入所待機者数①	4	5	6	6	4	5	2	2	8	1	3	2	48
	当月末入所待機者数②	11	16	18	8	7	11	9	15	1	4	10	3	113
	待機者キャンセル者数	0	1	1	1	2	0	0	0	1	1	1	0	8
短期入所	延べ利用者数	554	601	493	456	350	325	411	491	453	397	415	510	5,456
介護予防短期	〃	3	2	3	3	3	13	9	3	3	3	11	3	59
医療型短期入所	〃	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ディサービス	〃	537	582	581	594	511	494	568	530	531	498	449	490	6,365
ディケア	〃	412	425	378	407	338	352	391	352	360	357	352	360	4,484
介護予防リハビリ	〃	98	97	94	99	96	73	72	74	82	81	78	85	1,029
	月 合 計	1,604	1,707	1,549	1,559	1,298	1,257	1,451	1,450	1,429	1,336	1,305	1,448	17,393

当月末入所待機者数①	入所判定会議で、入所可となった人の数
当月末入所待機者数②	入所申込書を提出している人の数